

令和2年度 実地指導における主な指摘事項
(介護予防支援)

項目	指摘事項	改善事項 (根拠法令等)
人員に関する 基準	なし	なし
設備に関する 基準	なし	なし
運営に関する 基準	当該事業所で勤務する介護支援専門員が変更されているが、その届出がなされていなかった。	介護支援専門員の変更その他厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、10日以内に、その旨を市長に届け出る必要があります。(介護保険法第115条の25「変更の届出等」及び介護保険法施行規則第140条の37「指定介護予防支援事業者の名称等の変更の届出等」)
介護給付費の 算定及び取扱い	なし	なし